

総社市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第11号

総社市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

総社市営住宅管理条例施行規則（平成17年総社市規則第154号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（入居者選考委員会） 第2条 条例第8条第5項に規定する入居者選考委員会（以下「委員会」という。）の委員は、9人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 （1）及び（2）略 <u>（3）市職員</u> <u>（4）その他市長が必要と認める者</u> 2～6 略 （入居の申込み等） 第3条 条例第7条第1項の規定により入居の申込みをしようとする者は、次に掲げる書類を添付して、市営住宅入居申込書を市長に提出しなければならない。 （1）～（3）略</p>	<p>（入居者選考委員会） 第2条 条例第8条第5項に規定する入居者選考委員会（以下「委員会」という。）の委員は、9人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （1）及び（2）略 2～6 略 （入居の申込み等） 第3条 条例第7条第1項の規定により入居の申込みをしようとする者は、次に掲げる書類を添付して、市営住宅入居申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。 （1）～（3）略</p>

改正後	改正前
<p>2 市長は、条例第7条第2項の規定による入居決定者に対する通知は、市営住宅入居決定通知書（<u>様式第1号</u>）により行うものとする。 （優先入居の要件等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 条例第8条第6項の規定による優先入居の選考を受けようとする者は、市営住宅優先入居申込書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（連帯保証人の変更等）</p> <p>第6条 入居者は、連帯保証人が死亡、転出、保証能力の減少、喪失その他の事由で連帯保証人たる資格を欠いた場合又は連帯保証人を変更しようとする場合は、市営住宅連帯保証人変更承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（同居の承認申請）</p> <p>第7条 条例第11条の規定により市長の承認を受けようとする者は、市営住宅同居承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（入居者・同居者異動届）</p> <p>第8条 入居者が氏名を変更したとき、又は同居者に出生、死亡、転出その他これに準ずる異動があったときは、速やかに、市営住宅入居者・同居者異動届を市長に提出しなければならない。</p> <p>（入居の承認の申請）</p> <p>第9条 条例第12条の規定により入居の承継の承認を受けようとする者は、市営住宅入居承継承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（収入申告等）</p> <p>第11条 条例第14条の規定による収入に関する申告は、収入申告書に前年中の収入状況を証明する書類を添付してしなければならない。</p> <p>2 市長は、条例第14条第3項の規定により入居者に通知するときは、収入認定通知書（<u>様式第2号</u>）により行うものとする。</p> <p>3 条例第14条第4項の規定による意見を述べようとする者は、同条第3項の規定による通知を受けた日から1月以内に、市営住宅収入認定更正申出書にその理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければなら</p>	<p>2 市長は、条例第7条第2項の規定による入居決定者に対する通知は、市営住宅入居決定通知書（<u>様式第2号</u>）により行うものとする。 （優先入居の要件等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 条例第8条第6項の規定による優先入居の選考を受けようとする者は、市営住宅優先入居申込書（<u>様式第3号</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（連帯保証人の変更等）</p> <p>第6条 入居者は、連帯保証人が死亡、転出、保証能力の減少、喪失その他の事由で連帯保証人たる資格を欠いた場合又は連帯保証人を変更しようとする場合は、市営住宅連帯保証人変更承認申請書（<u>様式第5号</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（同居の承認申請）</p> <p>第7条 条例第11条の規定により市長の承認を受けようとする者は、市営住宅同居承認申請書（<u>様式第6号</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（入居者・同居者異動届）</p> <p>第8条 入居者が氏名を変更したとき、又は同居者に出生、死亡、転出その他これに準ずる異動があったときは、速やかに、市営住宅入居者・同居者異動届（<u>様式第7号</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（入居の承認の申請）</p> <p>第9条 条例第12条の規定により入居の承継の承認を受けようとする者は、市営住宅入居承継承認申請書（<u>様式第8号</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（収入申告等）</p> <p>第11条 条例第14条の規定による収入に関する申告は、収入申告書（<u>様式第9号</u>）に前年中の収入状況を証明する書類を添付してしなければならない。</p> <p>2 市長は、条例第14条第3項の規定により入居者に通知するときは、収入認定通知書（<u>様式第10号</u>）により行うものとする。</p> <p>3 条例第14条第4項の規定による意見を述べようとする者は、同条第3項の規定による通知を受けた日から1月以内に、市営住宅収入認定更正申出書（<u>様式第11号</u>）にその理由を証明する書類を添付して市長に提出し</p>

改正後	改正前
<p>い。</p> <p>(家賃等の減免又は徴収猶予の申請)</p> <p>第12条 条例第15条、第17条第2項、第29条第3項又は第31条第3項において準用する第15条の規定により家賃、敷金の減免若しくは徴収の猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃等減免(徴収猶予)申請書に、減免又は徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付して申請しなければならない。</p> <p>(敷金返還請求)</p> <p>第13条 条例第17条第3項の規定による敷金の還付を受けようとする者は、市営住宅敷金返還請求書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(入居者の報告義務)</p> <p>第14条 入居者は、当該市営住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、市営住宅滅失(損傷)届により市長に報告しなければならない。</p> <p>(長期不使用届)</p> <p>第15条 条例第23条の規定による届出は、市営住宅不使用届によりしなければならない。</p> <p>(一部用途変更の承認申請)</p> <p>第16条 条例第25条ただし書の規定による承認を受けようとする者は、市営住宅一部用途変更承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(増築等の承認申請)</p> <p>第17条 条例第26条第1項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、市営住宅増築等承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(収入超過者又は高額所得者の認定等)</p> <p>第18条 市長は、条例第27条第1項の規定により入居者に通知するときは、収入超過者認定通知書(様式第3号)により行うものとする。</p> <p>2 市長は、条例第27条第2項の規定により入居者に通知するときは、高額所得者認定通知書(様式第4号)により行うものとする。</p> <p>3 条例第27条第3項の規定により意見を述べようとする者は、同条第1項又は第2項の通知を受けた日から1月以内に、収入基準超過認定等更正</p>	<p>なければならない。</p> <p>(家賃等の減免又は徴収猶予の申請)</p> <p>第12条 条例第15条、第17条第2項、第29条第3項又は第31条第3項において準用する第15条の規定により家賃、敷金の減免若しくは徴収の猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃等減免(徴収猶予)申請書(様式第12号)に、減免又は徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付して申請しなければならない。</p> <p>(敷金返還請求)</p> <p>第13条 条例第17条第3項の規定による敷金の還付を受けようとする者は、市営住宅敷金返還請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(入居者の報告義務)</p> <p>第14条 入居者は、当該市営住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、市営住宅滅失(損傷)届(様式第14号)により市長に報告しなければならない。</p> <p>(長期不使用届)</p> <p>第15条 条例第23条の規定による届出は、市営住宅不使用届(様式第15号)によりしなければならない。</p> <p>(一部用途変更の承認申請)</p> <p>第16条 条例第25条ただし書の規定による承認を受けようとする者は、市営住宅一部用途変更承認申請書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(増築等の承認申請)</p> <p>第17条 条例第26条第1項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、市営住宅増築等承認申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(収入超過者又は高額所得者の認定等)</p> <p>第18条 市長は、条例第27条第1項の規定により入居者に通知するときは、収入超過者認定通知書(様式第18号)により行うものとする。</p> <p>2 市長は、条例第27条第2項の規定により入居者に通知するときは、高額所得者認定通知書(様式第18号の2)により行うものとする。</p> <p>3 条例第27条第3項の規定により意見を述べようとする者は、同条第1項又は第2項の通知を受けた日から1月以内に、収入基準超過認定等更正</p>

改正後	改正前
<p>申出書にその理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(明渡し期限延長の申請)</p> <p>第19条 条例第30条第4項の規定により明渡しの期限延長を申請しようとする者は、市営住宅明渡し期限延長承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(住宅あっせんの申出)</p> <p>第20条 条例第32条の規定により住宅のあっせんを申し出ようとする者は、住宅あっせん申出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(市営住宅建替事業により整備される市営住宅への入居の申出)</p> <p>第21条 条例第36条の規定により新たに建設される市営住宅への入居の申出をしようとする者は、市営新建設住宅入居申出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(明渡しの届出)</p> <p>第22条 条例第39条第1項の規定による市営住宅の明渡しの届出は、市営住宅明渡し届によりしなければならない。</p> <p>(社会福祉法人等の使用の申請等)</p> <p>第23条 条例第42条第1項の規定により市長の許可を受けようとする者は、市営住宅使用許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第46条の規定により市長の変更許可を受けようとする者は、市営住宅使用変更許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(身分を示す証票)</p> <p>第25条 条例第49条第3項に規定する身分を示す証票は、市営住宅立入検査証(様式第5号)とする。</p> <p>様式第1号(第3条関係) (別紙のとおり)</p>	<p>申出書(様式第19号)にその理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(明渡し期限延長の申請)</p> <p>第19条 条例第30条第4項の規定により明渡しの期限延長を申請しようとする者は、市営住宅明渡し期限延長承認申請書(様式第20号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(住宅あっせんの申出)</p> <p>第20条 条例第32条の規定により住宅のあっせんを申し出ようとする者は、住宅あっせん申出書(様式第21号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(市営住宅建替事業により整備される市営住宅への入居の申出)</p> <p>第21条 条例第36条の規定により新たに建設される市営住宅への入居の申出をしようとする者は、市営新建設住宅入居申出書(様式第22号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(明渡しの届出)</p> <p>第22条 条例第39条第1項の規定による市営住宅の明渡しの届出は、市営住宅明渡し届(様式第23号)によりしなければならない。</p> <p>(社会福祉法人等の使用の申請等)</p> <p>第23条 条例第42条第1項の規定により市長の許可を受けようとする者は、市営住宅使用許可申請書(様式第24号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第46条の規定により市長の変更許可を受けようとする者は、市営住宅使用変更許可申請書(様式第25号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(身分を示す証票)</p> <p>第25条 条例第49条第3項に規定する身分を示す証票は、市営住宅立入検査証(様式第26号)とする。</p> <p>様式第1号(第3条関係) 略</p> <p>様式第2号(第3条関係) 略</p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="159 762 524 831"><u>様式第2号 (第11条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p data-bbox="159 1385 524 1410"><u>様式第3号 (第18条関係)</u></p>	<p data-bbox="1128 252 1525 284"><u>様式第3号 (第4条関係)</u> 略</p> <p data-bbox="1128 328 1357 360"><u>様式第4号</u> 削除</p> <p data-bbox="1128 400 1525 432"><u>様式第5号 (第6条関係)</u> 略</p> <p data-bbox="1128 472 1525 504"><u>様式第6号 (第7条関係)</u> 略</p> <p data-bbox="1128 544 1525 576"><u>様式第7号 (第8条関係)</u> 略</p> <p data-bbox="1128 616 1525 647"><u>様式第8号 (第9条関係)</u> 略</p> <p data-bbox="1128 687 1554 719"><u>様式第9号 (第11条関係)</u> 略</p> <p data-bbox="1128 759 1581 791"><u>様式第10号 (第11条関係)</u> 略</p> <p data-bbox="1128 871 1581 903"><u>様式第11号 (第11条関係)</u> 略</p> <p data-bbox="1128 943 1581 975"><u>様式第12号 (第12条関係)</u> 略</p> <p data-bbox="1128 1015 1581 1046"><u>様式第13号 (第13条関係)</u> 略</p> <p data-bbox="1128 1086 1581 1118"><u>様式第14号 (第14条関係)</u> 略</p> <p data-bbox="1128 1158 1581 1190"><u>様式第15号 (第15条関係)</u> 略</p> <p data-bbox="1128 1230 1581 1262"><u>様式第16号 (第16条関係)</u> 略</p> <p data-bbox="1128 1302 1581 1334"><u>様式第17号 (第17条関係)</u> 略</p> <p data-bbox="1128 1374 1581 1406"><u>様式第18号 (第18条関係)</u> 略</p>

様式第1号（第3条関係）

市営住宅入居決定通知書

第 号
年 月 日

様

総社市長



年 月 日付けで申込みの市営住宅の入居については、総社市営住宅管理
条例第7条第2項の規定により次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住 宅 名 総社市営住宅 住宅 号
- 3 家 賃 月額 円
- 4 敷 金 円
- 5 入居可能日 年 月 日
- 6 入居することができる者 市営住宅入居申込書に記載の者 人

- 条件（1）公営住宅法、公営住宅法施行令、総社市営住宅管理条例及び総社市営住宅管理
条例施行規則の規定並びにこれらに基づく指示を堅く守ること。
- （2）10日以内に敷金を納付し、請書を提出すること。
- （3）（2）の手続を経た場合において、上記入居可能日から入居できるものとし、同
日から15日以内に入居しなければならない。
- （4）入居期限内に入居しないときは、この決定を取り消すものとする。ただし、あ
らかじめ入居期限内に入居できない旨を申し出て、市長の承認を受けたときは、
この限りでない。

年 月 日

様

総社市長



収入認定通知書

総社市営住宅管理条例第14条第3項の規定により、世帯の収入について次のとおり認定し、これに基づき、同条例第13条第1項の規定により家賃の決定をしますから通知します。

住宅名	
-----	--

合計所得金額	合計控除金額	控除後の所得		認定月額
円	円	円		円
入居者	区分	続柄	所得金額	

家賃	円
近傍同種家賃	円
負担調整減額	円
減免額	円

月額家賃	円
------	---

- この収入の認定又は家賃の額の決定について意見があるときは、この通知の日から1月以内に理由を提示して市長に意見を述べるができます。
- この家賃通知書は、家賃等の証明に代わるものですから、年 月まで大切に保管してください。

様

総社市長



収入超過者認定通知書

総社市営住宅管理条例第14条第3項及び第27条第1項の規定により、世帯の収入について次のとおり認定し、あなたを収入超過者として認定します。

また、これに基づき同条例第13条第1項の規定により家賃の決定をしますから通知します。

なお、同条例第28条に、収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならないと規定されていることを申し添えます。

住 宅 名	
-------	--

合計所得金額	合計控除金額		控除後の所得	認定月額
円	円		円	円
入居者	区分	続柄	所得金額	
				家賃 円
				近傍同種家賃 円
				設定された率
				収入超過者家賃 円
				負担調整減額 円
				減免額 円

月額家賃	円
------	---

- この収入の認定又は家賃の額の決定について意見があるときは、この通知の日から1月以内に理由を提示して市長に意見を述べることができます。
- この家賃通知書は、家賃等の証明に代わるものですから、年 月まで大切に保管してください。

年 月 日

様

総社市長



高額所得者認定通知書

総社市営住宅管理条例第14条第3項及び第27条第2項の規定により、あなたを高額所得者として認定します。

また、認定した収入に基づき、あなたの毎月の家賃は次のとおり決定しましたのでお知らせします。

なお、同条例第30条に、高額所得者に市営住宅の明渡請求をすると規定されていることを申し添えます。

住 宅 名	
-------	--

合計所得金額	合計控除金額	控除後の所得	認定月額
円	円	円	円

入居者	区分	続柄	所得金額

家賃	円
近傍同種家賃	円
負担調整減額	円
減免額	円

月額家賃	円
------	---

1. この収入の認定又は家賃の額の決定について意見があるときは、この通知の日から1月以内に理由を提示して市長に意見を述べることができます。

2. この家賃通知書は、家賃等の証明に代わるものですから、年 月まで大切に保管してください。

様式第5号（第25条関係）

（表）

第	号			
所 属				
職氏名				
市 営 住 宅 立 入 検 査 証				
	交付年月日	年	月	日
	有効期限	年	月	日
総社市長	印			

（裏）

総社市営住宅管理条例抜すい
（立入検査）

第49条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者若しくは第41条の規定により市営住宅を使用する社会福祉法人等（次項において「入居者等」という。）に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者等及び社会福祉事業等において市営住宅を現に使用している者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。